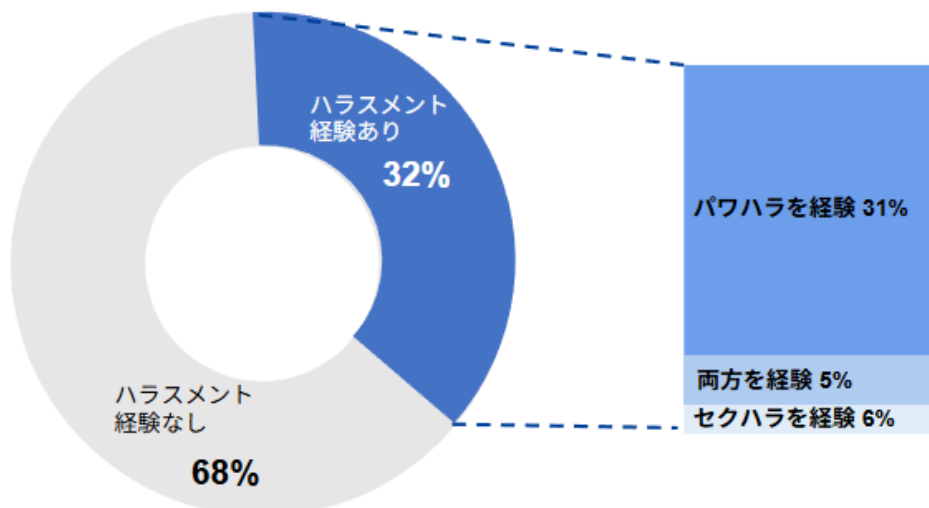


# スタートアップエコシステムにおけるハラスメント調査を実施

——起業家調査で3割がハラスメント経験、多様なネットワークが鍵——

## 発表のポイント

- ◆ 2015年以降設立のスタートアップを対象にハラスメント実態調査を実施し、回答者の32%が何らかのハラスメントを、6%がセクシュアル・ハラスメントを経験していた。
- ◆ 加害者は取引先やベンチャーキャピタリストが多く、ハラスメントはパートナーシップの断念や戦略転換など事業運営にも影響を及ぼしていた。
- ◆ ネットワークの広さはセクシュアル・ハラスメントの報告と負の相関を示し、女性起業家への多様なネットワーク構築支援の重要性が示唆された。



ハラスメント報告状況 (N=467)

## 概要

2024年8月のNHK報道を契機として、スタートアップエコシステムにおけるハラスメントへの社会的関心が高まる一方、その実態は十分に解明されていなかった(注1)。

本調査は、経済産業省の協力のもと、東京大学、京都大学、一橋大学、慶應義塾大学の4大学が共同で実施した。企業情報プラットフォーム「Speeda」に登録されている2015年以降設立のスタートアップ全13,264社を対象とし、467件の有効回答を得た。

調査票は「起業家エコシステムの環境調査」として中立的に設計し、ハラスメントに関する自己認識ではなく具体的な行為経験を問う行動ベースの測定手法を採用することで、回答バイアスの抑制を図った。

結果、これまで明らかではなかった、非性的ハラスメント(パワハラ)31%に対しセクシュアル・ハラスメント(セクハラ)6%というハラスメントタイプ別の実態、加害者の属性、ネットワークの広さとセクハラ報告の相関関係、ハラスメントの事業運営への潜在的な影響の可能性が示され、今後の政策的介入の検討材料として役立つことが期待される。

## 発表内容

- ◆ **ハラスメントタイプ**：起業家の 32%が事業設立後にハラスメントを経験しており、セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）（6%）よりも、威圧的な叱責や不合理な要求などの非セクシュアル・ハラスメント（パワハラ）（31%）の被害が多かった。
- ◆ **加害者の多様性**：加害者は取引先(27%)、VC（25%）、メンター(11%)など多岐にわたる。

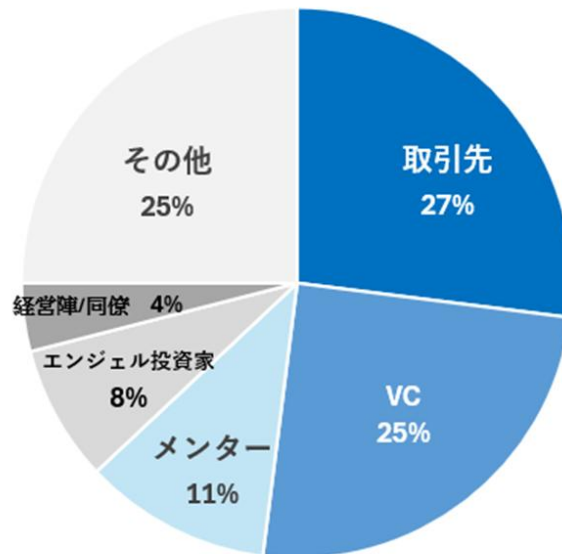


図1：加害者属性

- ◆ **性別による被害構造の違い**：セクハラ被害は女性起業家に集中（女性 23%、男性 3%）している。一方、パワハラは男女の性差は見られない。
- ◆ **ハラスメントの影響**：ハラスメントは個人レベルのストレス要因にとどまらず、パートナーシップの断念や戦略転換といった、スタートアップの事業そのものに影響する要因にもなっていた。
- ◆ **ハラスメントが生む脆弱性の悪循環**：ネットワークの広さ（起業家が持つステークホルダーカテゴリーの多様性）はセクハラ報告と負の相関関係にあった。一方で、ハラスメント経験者がその後ネットワーキングイベントや業界活動、支援組織を避けることが報告されている。このことから、ハラスメントが生む脆弱性の悪循環が示唆される。この悪循環に陥らないような、エコシステムレベルでの早期介入の重要性が提起される。

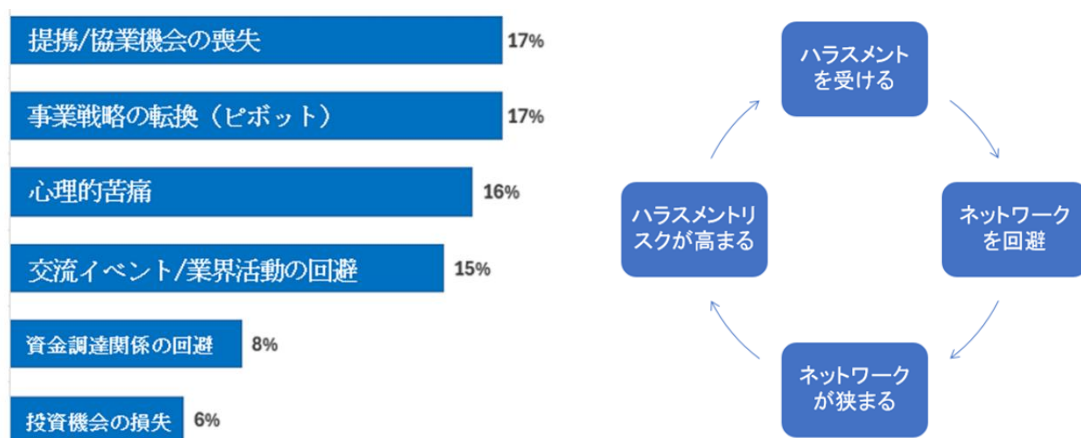


図 2：ハラスメントの影響（左）とハラスメントが生む脆弱性の悪循環（右）

◆ **政策提言①多様なステークホルダーの相互理解とネットワーク構築支援**

特定のステークホルダーへの一極集中を避け多様なネットワークを構築する支援を行うことで、ハラスメント（特に女性起業家へのセクハラ）の抑止力を強化しうる。なお、対話的姿勢でステークホルダー各々の立場を尊重し相互理解を深めることも重要である。

**具体的政策例**：公的なセクター横断ネットワークイベントの開催/セクター横断的メンタリングやアクセラプログラムの推進支援/等

◆ **政策提言② 相談・可視化機能の強化と既存知見の共有・啓発**

ハラスメントは不可視化されやすく構造的課題として認識されにくい。実態の可視化と啓発を進める必要がある。

**具体的政策例**：人権保護、公正取引、起業家支援等の多面的な視点での公的相談窓口の設置/今回の研究調査結果に関する啓発活動/改善状況の把握/スタートアップ向け CG コードの横展開/等

◆ **政策提言③ ステークホルダーとの関係の行動規範策定・運用**

起業家が直面することがある威圧的な叱責や不当な要求に対し、エコシステム全体で明確な行動規範を策定・運用し、監視体制を構築する。

**具体的政策例**：取引先との関係において優越的地位濫用に該当するケースの整理・行動規範策定等の検討/ベンチャーキャピタルについては指針改定における行動規範の強化/メンターについてはハラスメント研修の実施/フリーランス保護に限らない個人としての起業家の保護の在り方の検討/等

◆ なお、本研究は東京大学倫理審査委員会の承認（承認番号 E2025ALS025）のもと実施された。

## 発表者・研究者等情報

東京大学

大学院経済学研究科

山口 慎太郎 教授

慶應義塾大学

総合政策学部

琴坂 将広 教授

堤 日菜子 学部学生

大学院経営管理研究科

芦澤 美智子 准教授

京都大学

経営管理大学院

山田 和郎 准教授

崔 真淑 研究員

## 論文情報

雑誌名：東京大学経済学研究科附属政策評価研究教育センター（CREPE）ディスカッション  
ペーパー（CREPEDP-193）

題名：Harassment and Power Asymmetries in Entrepreneurial Ecosystems

著者名：Masahiro Kotosaka, Michiko Ashizawa, Masumi Sai, Hinako Tsutsumi

Kazuo Yamada, Shintaro Yamaguchi

URL：<https://www.crepe.e.u-tokyo.ac.jp/results/2026/crepedp193.html>

## 研究助成

本研究は、科研費「基盤研究（A）（課題番号：23H00045）」、Keio University Center for Sustainable and Transformative Actions for Regeneration（Keio STAR）の支援により実施されました。

## 用語解説

（注1）規制改革推進会議答申（2025年5月28日）P105において指摘